

議事要旨(4) 企業会計基準公開草案「関連当事者の開示に関する会計基準(案)」および企業会計基準適用指針公開草案「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針(案)」について

新井専門研究委員、五反田屋専門研究員より、それぞれ、会計基準案、適用指針案の前の企業会計基準委員会からの変更点等について以下の説明が行われた。なお、会計基準案の説明前に、日本とIASBのコンバージェンス・プロジェクトの一環として、関連当事者開示が5月のIASB会議の議題に含まれていることが報告された。

(1) 「関連当事者の開示に関する会計基準(案)」について

- ・ 会計基準案では、海外の基準との関係や証券取引法上の開示目的を考慮し、開示目的の異なる会社法関係規則に係る記載は削る方向でどうか。
- ・ 関連当事者の定義に含まれる「重要な子会社の役員」は、純粹持株会社形態のように、企業グループの事業運営の中核となる会社が子会社である場合はその子会社の役員を対象とするとともに、そのほかに企業グループに事業運営に強い影響力を持つ者が子会社の役員にいる場合には、当該役員も対象とすることでどうか。
- ・ 企業年金のうちで関連当事者となり、関連当事者の取引開示の対象となるものがより明確になるように記述を修正したがこれでよいか。
- ・ 取引条件について、「独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行われた旨」を記載するには、第三者との取引と比較して同等であることを要する記載を削除すべきかどうか。
- ・ 現行も開示対象である資本取引について、対象を増資と自己株式取得とし、公募増資は除く旨を明示することでどうか。
- ・ 財務諸表等規則で共同支配企業は関連会社に含まれることが規定されたので、表現を整合性のとれる方向で検討している。

(2) 「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針(案)」について

- ・ 関連当事者の概要の開示項目である資本金(法人)、職業(個人)は、有用な情報であるという意見を踏まえて、現行どおり開示することでどうか。
- ・ 重要な関連会社の要約財務情報の開示にあたって、採用されている会計基準が在外の場合はその会計基準を開示させる必要はないとする方向である。また、重要性の判断規準として、最近平均5年の損益を用いることができる現行の扱いに対し、利益のみを平均するまたは絶対値を平均することを求める意見が専門委員会であった。

- ・ 共同支配企業の要約財務情報の開示の重要性基準は関連会社の場合より低いとする取扱いでよいか。
- ・ 資金貸借取引等の発生総額の重要性の判断規準について、現行どおり総資産の 1% 以上でよいか、また、発生総額の把握が困難な場合平均残高をもって開示してもよいとすることはどうか。
- ・ 記載例について、関係内容として現行では役員の兼任等を記載することになっているが、削除を求める意見があった。
- ・ 記載例について、脚注例を「独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行って」とし、本文の記載と一致させるよう修正した。

上記の説明に対して、委員より、主に以下の意見があった。

- ・ 重要な子会社の役員は、純粋持株会社に限った取扱いでないので、絞り込むことには賛成だが、役員個人を実質判定するだけでよい。
- ・ 企業年金の記載から、確定拠出年金が今回の文案では削除されているので、この点も明記すべきである。
- ・ 取引条件につき、第三者と同様であることの立証を要する例と要しない例を設けるのはよいが、違いを明示すべきである。要しない例も記載例として示すべきである。
- ・ 資金取引等の取引総額の重要性の判断規準は、現行の取扱いより緩和すべきである。
- ・ 共同支配企業の要約財務情報の重要性判断規準を低く設定する扱いは海外でも行っていないので不要である。
- ・ 重要性の判断規準において用いる 5 年平均は米国ではプラスのときのみの平均であることも考慮して検討すべきである。
- ・ 重要な関連会社の要約財務情報の重要性の判断規準は、米国規則の扱いと同様に、判定対象の関連会社の総額ベースで 10% を超えた場合は、合算で開示し、個別の関連会社で 20% を超えるものがある場合には、個別で開示する方法との選択ができるようにすべきである。

これらの意見等を踏まえ、文案についてさらに検討を行うこととされた。

以 上